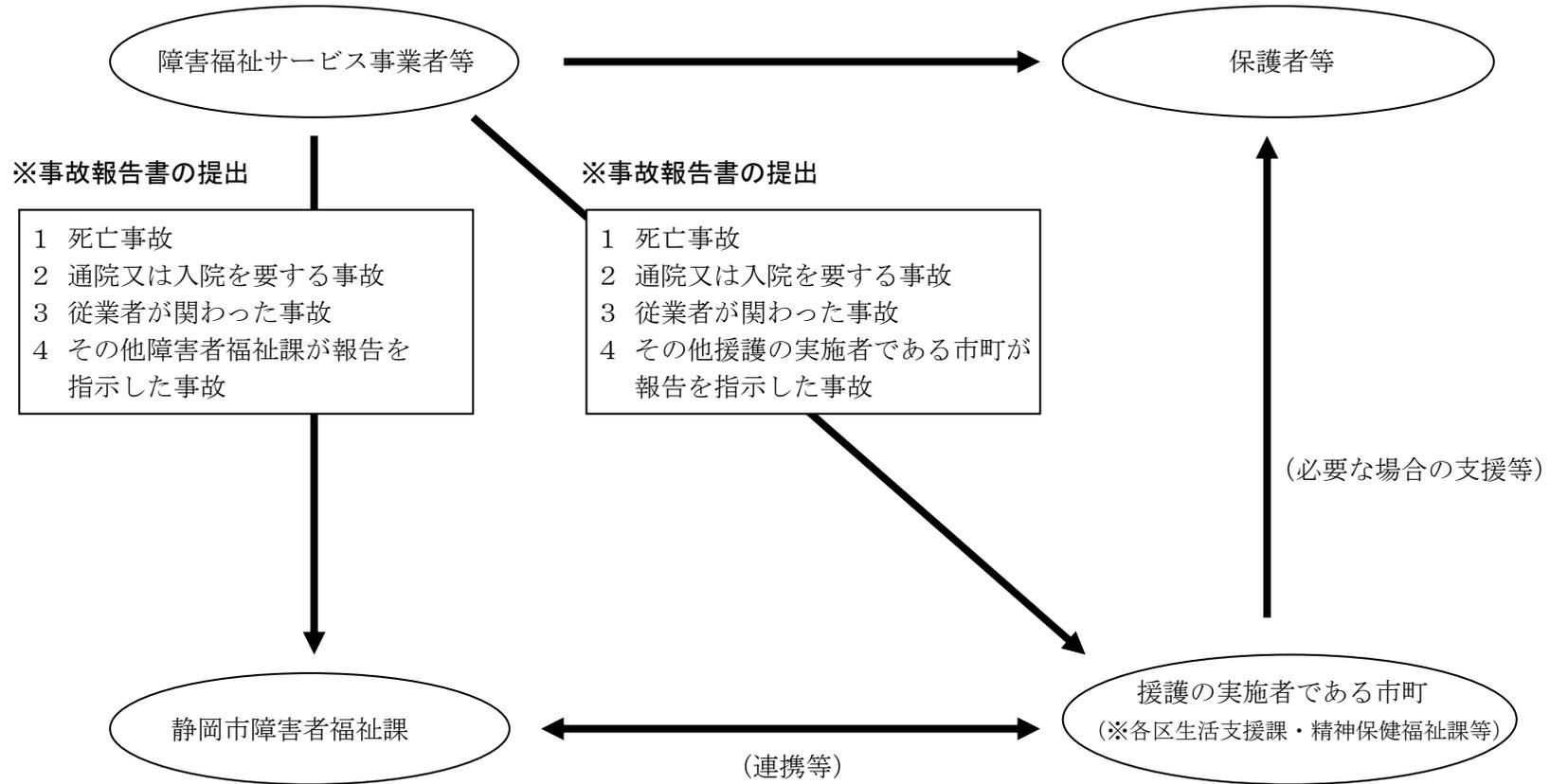


障害福祉サービスの提供に係る事故報告手順（例）



* (参考) 障害福祉サービス事業者等指定基準
(事故発生時の対応)

第 40 条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

※他の障害福祉サービスにも準用されています。